

青森県感染症予防計画

制定 平成12年12月15日

改正 平成16年11月9日

改正 平成17年12月28日

改正 平成20年3月12日

目次

はじめに	1
第1章 感染症の予防の推進の基本的な方向	1
1 事前対応型行政の構築	
2 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	
3 人権の尊重	
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	
5 結核対策の推進	
6 関係機関及び県民、医師等の果たすべき役割	
第2章 感染症の発生の予防のための施策	3
1 基本的な考え方	
2 感染症発生動向調査	
3 結核に係る定期の健康診断等	
4 感染症の発生の予防のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携	
5 関係各機関及び関係団体との連携	
6 保健所及び環境保健センターの役割分担及び連携	
第3章 感染症のまん延を防止するための施策	5
1 基本的な考え方	
2 健康診断、就業制限及び入院（対物措置）	
3 感染症の診査に関する協議会	
4 消毒その他の措置（対物措置）	
5 積極的疫学調査	
6 新感染症への対応	

	7	感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策とその連携	
	8	関係各機関及び関係団体との連携	
第	4	感染症に係る医療を提供する体制の確保	・・・・・・・・・・ 7
	1	基本的な考え方	
	2	感染症に係る医療の提供体制	
	3	感染症の患者等の移送	
	4	医薬品の備蓄又は確保に関する事項	
	5	一般の医療機関における感染症の患者等に対する医療の提供	
	6	集団発生時等の医療の提供	
	7	関係各機関及び関係団体との連携	
第	5	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための 施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）	・・・・・・・・・・ 9
	1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための 施策	
	2	緊急時における国との連絡体制	
	3	緊急時における市町村等との相互間の連絡体制	
	4	緊急時における関係団体との連絡体制	
	5	緊急時における情報提供	
第	6	感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進	・・・・・・・・・・ 10
	1	基本的な考え方	
	2	感染症及び病原体等に関する調査及び研究	
	3	関係各機関及び関係団体との連携	
第	7	感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	・・・・・・・・・・ 11
	1	基本的な考え方	
	2	感染症の病原体等の検査の推進	
	3	総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び提供のための体制の構築	
	4	関係各機関及び関係団体との連携	
第	8	感染症に関する人材の養成	・・・・・・・・・・ 12
	1	基本的な考え方	
	2	感染症に関する人材の養成	

3	関係各機関及び関係団体との連携	
第 9	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重 12
1	基本的な考え方	
2	感染症に関する正しい知識の普及啓発	
3	患者情報の流出防止等のための具体的方策	
4	その他の方策	
5	関係各機関及び関係団体との連携	
第 10	特定病原体等の適正な管理に関する事項 13
1	特定病原体等を所持する施設における適正な管理	
2	特定病原体の適正な取扱いのための施策	
第 11	その他感染症の予防のための施策 13
1	施設内感染の防止	
2	災害防疫	
3	動物由来感染症対策	
4	感染症対策のためのマニュアル等の作成	
5	外国人に対する適用	

はじめに

本計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本指針（以下「基本指針」という。）に即して、法第10条の規定に基づき、青森県における感染症の予防のための施策の実施について定めたものである。

今後、本県の感染症対策の実施に当たっては、本計画に基づき、具体的な施策を講ずるものとする。

なお、本計画は、基本指針が変更された場合又は本計画の策定若しくは変更後の状況に変化が生じた場合に再検討を加え、必要に応じ、これを変更する。

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

感染症が発生してから防疫措置を講ずるという従来の事後対応型行政から、国内外における第2の2に定める感染症発生動向調査のための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、基本指針、本計画及び法第11条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるインフルエンザ、結核、麻しん、後天性免疫不全症候群及び性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症）に関する特定感染症予防指針（以下「特定感染症予防指針」という。）に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政を推進する。

2 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図る。

3 人権の尊重

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、県民一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。

また、感染症に関する個人情報保護には十分留意し、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生時には、周囲へまん延する可能性があり、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、健康危機管理の段階に応じた行動計画の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制を構築する。

5 結核対策の推進

結核予防法の感染症法への統合に伴い「青森県結核予防計画」（平成17年4月策定）を青森県感染症予防計画の一部として位置づけ、本県の結核対策を総合的に推進する。

6 関係機関及び県民、医師等の役割

(1) 県の役割

県は、感染症の患者の人権を尊重しながら、県民に対し正しい知識を普及するとともに、市町村と平常時から情報交換を行う等連携の強化に努め、感染症の発生及びまん延の防止のための施策を講ずることとする。その上で、県は、感染症の発生時の迅速な対応に備え、情報の収集及び分析並びに提供体制、研究の推進、人材の養成及び資質の向上、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社

会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備するものとする。

また、県は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の道県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら対策を講ずるものとする。

さらに、県は、新感染症、一類感染症や複数の都道府県等にわたる広域的な地域での感染症のまん延に備えて、検疫所や東北厚生局など国の機関との連携体制を強化し対策を講ずるものとする。

(2) 保健所を設置する市の役割

県内の保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）は、法においては本県と同様の権限を有することから、感染症の発生時の対応に備え体制を整備するものとする。

(3) 保健所の役割

保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、地域住民に対し感染症の発生及びまん延の防止に係る正しい知識を普及するとともに、市町村、医療機関等の関係機関と連絡を密にし、感染症の発生予防に努めるものとする。

また、感染症の発生時には、疫学調査、防疫対応、保健指導対応等総合的な対応を行うものとする。

(4) 青森県環境保健センターの役割

青森県環境保健センター（以下「環境保健センター」という。）は、本県における感染症の技術的かつ専門的な機関として、保健所と連携し、研究の推進、迅速かつ正確な検査の実施に努めるとともに、その機能を強化するものとする。

(5) 青森県動物愛護センターの役割

青森県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）は、ペット等の動物について、本県における病原体保有状況調査を行うなど、動物の感染症発生情報の収集・分析や、県民への普及啓発などを行う。さらに、動物由来感染症の発生時には、保健所と連携し、動物に係る調査や飼い主及び動物取扱業者等に対する指導助言を実施するよう努めるものとする。

(6) 市町村の役割

市町村は、県の保健所と連携して、住民への感染症予防に係る情報提供に努めるものとする。また、感染症の発生時において、県の協力要請に応じて防疫活動等を実施するよう努めるものとする。

(7) 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

(8) 教育機関等の果たすべき役割

教育機関は、感染症の発生の状況、国及び本県の感染症の予防に関する対策の動向を踏まえ、必要に応じて感染症対策部門と連携しながら、その教育活動において児童生徒等が感染症の予防に関する正しい知識を身につけられるよう支援するとともに、感染症の患者等に対する差別や偏見が生じないように努めなければならない。

(9) 医師等の果たすべき役割

医師その他の医療関係者は、(7)の県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で本県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(10) 獣医師等の果たすべき役割

ア 獣医師その他獣医療関係者の果たすべき役割

獣医師その他の獣医療関係者は、(7)に定める県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で本県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。

イ 動物等取扱業者の果たすべき役割

動物等取扱業者（動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。以下同じ）は、（７）に定める県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第２ 感染症の発生の予防のための施策

１ 基本的な考え方

（１）事前対応型行政の構築を中心とした対策

本県及び保健所設置市（以下「県等」という。）は、感染症の発生の予防のための対策の実施に当たっては、感染症の発生の状況や動向を把握するための感染症発生動向調査体制の整備、基本指針、本計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築を中心として、具体的な感染症対策を企画、立案及び実施し、その評価を行う。

（２）日常行うべき施策

県等が感染症の発生の予防のために日常行うべき施策は、感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであり、さらに、食品衛生対策や環境衛生対策、検疫所における感染症の国内への侵入防止対策に対する協力等について、関係機関との連携を図りながら具体的に講ずる。

（３）予防接種の推進

県は、予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、市町村及び医師会等と連携して、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、予防接種法（昭和２３年法律第６８号）に基づく予防接種の推進を図るとともに、平成１８年から実施している広域予防接種体制を充実させる。特に、市町村においては、医師会等と十分な連携の下で、個別接種の推進その他の対象者がより安心して予防接種が受けられる環境の整備に努める。

さらに、県及び市町村は、県民が予防接種を受けようとする場合、予防接種が受けられる場所、機関等について積極的に情報提供するものとする。

２ 感染症発生動向調査

（１）感染症発生動向調査の趣旨

感染症に関する情報を収集、分析及び提供すること（以下「感染症発生動向調査」という。）は、感染症の予防のための施策の推進にあたり、最も重要で基本的な事項であり、県等は、積極的に推進する。

（２）感染症発生動向調査の推進

県等は、感染症発生動向調査の実施について、当該調査が精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠であることから、特に医師に対して、当該調査の重要性について理解を求め、医師会等の協力を得ながら適切に進める。

なお、県は法第１４条に規定する指定届出機関の指定については医師会等の協力を得ながら行うこととし、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向が正確に把握できるよう適正な指定届出機関数の維持に努めるものとする。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症についても、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、指定届出機関から届出が適切に行われるよう努める。

（３）医師の届出義務の周知等

県等は、一類感染症、二類感染症及び三類感染症の患者等については、法に基づく健康診断や良質かつ適切な医療の提供等が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症のまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第１２条に規定する医師の届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体その他必要な物件の提出の協力を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、発生動向調査の実施方法の見直しについて検討する。

(4) 感染症の動物等の届出に係る対応

県等は、獣医師等から法第13条の規定による届出を受けた場合には、当該届出に係る動物等が感染症を人に感染させることを防止するため、保健所、環境保健センター及び動物愛護センターと相互に連携して、速やかに第3の5に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を行う。

(5) 感染症発生動向調査体制の構築等

感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、さらに、感染症の発生の予防及びまん延を防止するために極めて重要な意義を有している。このため、県等は、環境保健センターを中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び提供できる体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに一定の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する。

また、環境保健センターは、必要に応じて、医療機関等からの協力も得ながら、病原体の収集・分析を行う。

(6) 新型インフルエンザ及び海外の感染症情報の収集及び提供

県等は、新型インフルエンザが発生した場合、発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集については、国立感染症研究所及び検疫所をはじめとする関係機関から収集し、県民や医師等の医療関係者に対して情報提供する。

この他、海外の感染症情報についても、国立感染症研究所等の関係機関から収集し、県民や医師等の医療関係者に対して情報提供する。

3 結核に係る定期の健康診断

県等は、高齢者、地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層、発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等の定期の健康診断の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な実施が行われるように努める。

また、県は、市町村の意見を踏まえ、罹患率等の地域の実情に応じ定期の健康診断の対象者について定める。

4 感染症の発生の予防のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携

(1) 食品衛生対策との連携

県等においては、飲食に起因する食品媒介感染症（飲食に起因する感染症をいう。以下同じ。）の予防のために、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生活動指導は他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の提供や指導は感染症対策部門が主体となり、相互に連携を図りながら対策を講ずる。

(2) 環境衛生対策との連携

県等は、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の予防のために、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門とが相互に連携を図りながらその対策を講じる。

なお、感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫については、地域によって実情が異なることから、各市町村の判断で適切に実施し、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮する。

5 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、県等の感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門等が適切に連携を図るとともに、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図る。さらに、市町村及び医師会等との連携体制を構築する。

6 保健所及び環境保健センターの役割分担及び連携

保健所は、感染症に関する情報の提供や相談を行うほか、感染症の予防及びまん延防止のための法に基づく措置の実施など、地域における感染症対策の中核的機関として、また、環境保健センターは、感染症に関する調査、研究及び試験検査の実施など、感染症の技術的かつ専門的機関として、相互に連携

を図りながら感染症の予防のための役割を担う。

第3 感染症のまん延を防止するための施策

1 基本的な考え方

(1) 迅速かつ的確な対応と社会全体の予防の推進

感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、患者等の人権を尊重しながら迅速かつ的確に対応する。また、県民個人個人の予防と良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

(2) 情報提供を通じた予防の促進

県等は、感染症発生動向調査等による感染症に関する情報の提供等を行うことにより、患者等を含めた県民と医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民自らが予防に努め健康を守る努力を行うよう促す。

(3) 人権を尊重した対人措置

対人措置（法第4章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策は、必要最小限のものとし、患者等の人権を尊重しながら行う。

(4) 感染症発生動向調査等を活用した措置の実施

知事及び保健所設置市の長（以下「知事等」という。）が、対人措置及び対物措置（法第5章に規定する措置をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。

(5) 集団発生時における役割分担及び連携体制の事前構築

事前対応型行政を進める観点から、県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等や近隣の市町村との役割分担及び連携体制について、まん延防止の観点からあらかじめ構築する。

(6) 他の都道府県等との連携体制の事前構築

県（保健所設置市を含む）は、複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症の発生に備えて、他の都道府県等との連携体制をあらかじめ構築する。

(7) 臨時の予防接種の実施

県は、感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、国と協議のうえ、予防接種法第6条に基づく指示を行い、市町村における臨時の予防接種が適切に行われるようにする。

2 健康診断、就業制限及び入院（対人措置）

(1) 基本的な考え方

対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報をその措置の対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第二十条第六項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

(2) 健康診断

健康診断の勧告等については、病原体の感染経過その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。

また、県等は、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、情報の提供を的確に行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

(3) 就業制限

就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、県等は、対象者その他の関係者に対して周知等を行う。

(4) 入院

入院の勧告等に基づく入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。このため、県等は、入院後においても、法第二十四条の二に基づく処遇につい

ての知事等に対する苦情の申出や、必要に応じての十分なカウンセリング（相談）を通じて、患者等の精神的不安の軽減が図られるよう、医療機関に要請する。

知事等は、入院の勧告等を行うに際して、患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関する事項等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。

また、入院勧告等を実施した場合には、県等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。

(5) 退院請求

入院の勧告等に係る患者等が、法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、知事等は、当該患者等がその病原体を保有しているかどうか等についての確認を速やかに行う。

3 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会は、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等への医療及び人権の尊重の視点も必要であることから、感染症の診査に関する協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

4 消毒その他の措置（対物措置）

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、知事等及び知事の指示を受けた市町村長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施するとともに、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとする。

5 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査の実施

法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下、「積極的疫学調査」という。）は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他知事等が必要と認める場合に的確に実施する。

(2) 関係機関との連携

知事等が、積極的疫学調査を実施する場合にあっては、県等の関係部局、環境保健センター及び医師会等と密接な連携を図るとともに、必要に応じて国立感染症研究所及び国立国際医療センター、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、調査を実施する。

また、協力の求めがあった場合は必要な支援を積極的に行う。

(3) 緊急時における国との連携

緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、県等は国と連携を取りながら必要な情報の収集を行う。

6 新感染症への対応

(1) 発生の予防又はまん延の防止のための緊急時の対応

新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有している。そのため、県等は、新感染症と疑われる症例が報告された場合には、直ちに国に報告し、国の技術的指導及び助言、感染症その他関連分野の専門家からなるチームの派遣等の援助を受けながら、調査を実施し、必要でかつ適切な対人措置及び対物措置を講ずる。

(2) 情報提供

県等は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村及び医師会等に情報提供するとともに、報道機関の協力を得て県民に情報提供する。この際、県民に過度な不安を与えないように十分留意する。

7 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携

(1) 食品衛生対策との連携

ア 食品媒介感染症発生時の連携

食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、食品衛生部門にあって

は主として病原体の検査等を行い、感染症対策部門にあつては患者等に関する情報を収集するといった役割分担により、相互に連携を図りながら迅速な原因究明を行う。

イ 食品媒介感染症に係る病原体等の判明時の連携

病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、県等の食品衛生部門にあつては、食品等による被害の拡大を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門にあつては必要に応じて消毒等を行う。

ウ 二次感染の防止

二次感染による感染症のまん延を防止するため、県等の感染症対策部門において感染症に関する情報の提供その他必要な措置を講じる。

エ 原因究明のための連携

原因食品等の究明に当たっては、保健所は、環境保健センター及び国立試験研究機関等との連携を図る。

(2) 環境衛生対策との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずるに当たっては、県等の感染症対策部門にあつては、環境衛生部門との連携を図る。

8 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるように、県は、市町村と相互の連絡体制、関係部局との連携体制及び医師会等の医療関係団体の連携体制を構築する。

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保

1 基本的な考え方

(1) 感染症の患者に対しては、早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを基本とする。

(2) 良質かつ適切な医療の提供

感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため第二種感染症指定医療機関においては、①感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないように、患者の心身の状況を踏まえつつ、十分な説明及びカウンセリング（相談）などを行う。

また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行う。

(3) 感染症指定医療機関の役割と連携体制の構築

第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、特定感染症指定医療機関、国立感染症研究所及び国立国際医療センターとの連携体制を構築する。

2 感染症に係る医療の提供体制

(1) 第一種感染症指定医療機関

ア 整備目標

知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有し、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合する病院の中から、開設者の同意を得て、原則として、県内に1か所、2床を目標に指定することとし、これに係る検討を進める。

イ 県内に整備されるまでの間の暫定措置

知事は、第一種感染症指定医療機関が整備されるまでの間に、一類感染症の患者等が発生した場合には、第一種感染症指定医療機関を有する都道府県に対し協力を要請し、当該都道府県を通じて、第

一種感染症指定医療機関に入院治療を委託する。

なお、患者等の病状等から移送が困難な場合等においては、法第 19 条第 1 項ただし書きの規定により、知事等が適当と認める医療機関に入院させ、国及び関係機関の協力を得て、患者の治療及び感染拡大に万全を期するものとする。

(2) 第二種感染症指定医療機関

ア 整備目標

知事は、二類感染症の患者等の入院を担当させる医療機関について、総合的な診療機能を有し、法第 38 条第 2 項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合する病院の中から、開設者の同意を得て、県内の二次医療圏（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに、原則として 1 か所指定することとし、これに係る検討を進める。この場合に、当該指定に係る病床数は、二次医療圏ごとの人口を勘案して次のとおりとする。

二次医療圏名	
津軽地域保健医療圏	6 床
八戸地域保健医療圏	6 床
青森地域保健医療圏	6 床
西北五地域保健医療圏	4 床
上十三地域保健医療圏	4 床
下北地域保健医療圏	4 床
県合計	30 床

イ 二次医療圏ごとに整備されるまでの間の暫定措置

第二種感染症指定医療機関の指定に至っていない二次医療圏において、二類感染症の患者等が発生した場合には、他の二次医療圏の第二種感染指定医療機関又は法第 26 条において読み替えて準用する法第 19 条第 1 項ただし書の規定により知事等が適当と認める医療機関に入院させ、関係機関の協力を得つつ患者の治療及び感染症拡大防止に万全を期す。

(3) 結核指定医療機関

ア 結核病床を有する結核指定医療機関については、結核の発生状況を踏まえ、青森県保健医療計画に基づく基準病床の確保及び医療の提供体制の充実に努める。

イ 知事等は、法第 38 条第 2 項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、結核指定医療機関に指定する。

3 感染症の患者等の移送

(1) 迅速かつ適切な移送体制の整備

知事等は、感染症の患者等の移送に当たっては、病原体の特性に応じた感染の拡大防止を基本とし、感染症の患者等の人権に配慮するとともに、当該患者等と移送従事者の安全を確保することとし、感染症の患者等の迅速かつ適切な移送体制の整備を図る。

(2) 新感染症の所見がある者の移送

知事等は、新感染症の所見がある者を移送する場合にあっては、国の技術的な指導、助言及び協力を求め、迅速かつ適切に対応する。

(3) 集団発生した場合等やむを得ないときの移送

知事等は、感染症が集団発生した場合又は緊急を要する場合等やむを得ないと認められるときは、関係市町村、消防機関及び医療機関等に対して、感染症の患者等の移送について協力を求める。

(4) 消防機関に対する情報提供等

消防機関が移送した傷病者が法第 12 条第 1 項第 1 号等に該当する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報提供等する。

4 医薬品の備蓄又は確保に関する事項

県は、新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、県民の健康被害を可能な限り少なくし社会機能

を維持する等の観点から、その治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

5 一般の医療機関における感染症の患者等に対する医療の提供

(1) 一般の医療機関の役割

感染症の患者等に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般の医療機関においても提供されることがあることから、一般の医療機関においても、感染症に関する情報について積極的に把握し、医療機関内において感染症のまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

(2) 国内で患者の発生するおそれが高まる場合の対応

一類感染症、二類感染症等であって、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県は、当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立し、地域における医療提供体制に混乱が生じないようにすることについて検討する。

(3) 医師会等との連携

県等は、一般の医療機関において、感染症の患者等へ良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師会等と緊密な連携を図る。

6 集団発生時等の医療の提供

県等は、一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的に入院させることがあるため、迅速かつ的確な対応ができるようあらかじめ必要な対策を講ずる。

7 関係各機関及び関係団体との連携

(1) 感染症指定医療機関及び医療関係団体との連携

県等は、感染症の患者等に対する良質かつ適切な医療の提供のため、感染症指定医療機関及び医師会等と密接な連携を図る。

(2) 一般の医療機関との連携

一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者等を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要であるため、県等は、医師会等との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図る。

第5 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び県市町村相互間の連絡体制の確保を含む。）

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

(1) 計画の策定

県は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定める。

(2) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止の対策

県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

(3) 国からの指示があった場合の対応

国が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための緊急の必要があると認め、県等に対して法により行われる事務について必要な指示を受けたときは、その指示に基づき、国と連携しながら迅速かつ的確な対策を講じる。

(4) 国からの要請があった場合の対応

国が、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認めるときに、県等に対して、感

感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力の要請を受けたときは、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

(5) 国等の支援があった場合の対応

一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生やそのまん延、生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、本県が単独で対応することが困難な状況あるいは本県において十分な知見が集積されていない状況で、感染症対策が必要とされる場合には、国又は他の都道府県等が必要と認め又は本県が要請して派遣される職員や専門家の支援等を受けながら、適切な対策が講じられるようにする。

2 緊急時における国との連絡体制

(1) 国との連携

県は、法第12条第2項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合やその他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との密接な連携を図る。

緊急時においては、国から感染症の患者の発生の状況や医学的な知見など県等が対策を講じる上で有益な情報を受けるとともに、県は当該地域における患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を収集し、国へ提供する等して緊密な連携をとる。

(2) 検疫所との連携

県等が、検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨報告を受けた場合には、検疫所と連携を図り、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。

3 緊急時における市町村等との相互間の連絡体制

(1) 市町村との連絡体制

県は、市町村と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。また、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する。

(2) 市町村に対する情報提供等

県は、市町村に対して、医師からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要な対応を要請する。

(3) 市町村間の連絡調整

県は、複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、統一的な対応方針を提示する等、市町村間の連絡調整などを行う。

(4) 他の都道府県等との連絡体制

県（保健所設置市を含む。）は、複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する都道府県等で構成される対策連絡会議を設置する等、連絡体制を強化する。特に、本県に隣接する道県等との間においては、平常時から連絡体制の強化を図る。

4 緊急時における関係団体との連絡体制

県は、市町村、医師会等その他の関係団体との緊密な連携を図る。

5 緊急時における情報提供

県等は、緊急時においては、県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など県民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、情報提供を図る。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行うよう努める。

第6 感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進

1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであり、県等は、国との連携の下、必要な調査及び研究の方向性の提示、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に推進する。

2 感染症及び病原体等に関する調査及び研究

(1) 感染症及び病原体等に関する調査及び研究のための連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、保健所及び環境保健センターが、県等の関係部局と連携を図りつつ、計画的に取り組む。

(2) 保健所の役割

保健所は、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的調査及び研究を、環境保健センター等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症及び病原体等の情報の発信拠点としての役割を果たす。

(3) 環境保健センターの役割

環境保健センターは、県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び提供の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たす。

(4) 経験を有する職員の活用

県等は、感染症及び病原体等に関する調査及び研究について、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用等により、地域の特徴的な感染症の発生の動向やその対策等、その地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組を行う。

3 関係各機関及び関係団体との連携

県等は、感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要であるため、国立感染症研究所をはじめ、医師会等と十分な連携を図る。

第7 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

1 基本的な考え方

感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染症の拡大防止の観点から極めて重要である。このため、県等は、病原体等の検査体制の充実を図るとともに、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関や民間の検査機関に対し、病原体等の検査に係る情報提供及び研修会等による技術支援等を行う。

また、県（保健所設置市を含む。）は、広域的にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣の道県等との協力体制を構築するよう努める。

2 感染症の病原体等の検査の推進

(1) 環境保健センターの役割

環境保健センターは、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して迅速かつ的確に実施する。

また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、人体から検出される病原体及び飲料水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能となるよう、県等の関係部局と協働して、人材の養成及び必要な資器材の確保に努める。

さらに、環境保健センターは、自らの試験検査機能の向上を図るとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報提供や技術的指導を行う。

(2) 保健所の役割

保健所は、環境保健センターと連携して、自らの役割を果たせるよう検査機能等の充実を図る。

3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び提供のための体制の構築

県等は、病原体に関する情報と患者に関する情報の一元化を図るため、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、提供できるよう、青森県感染症情報センターの充実を図る。

4 関係各機関及び関係団体との連携

県等は、病原体等の情報の収集に当たっては、医師会等、民間検査機関等と連携を図りながら進める。

また、環境保健センターは、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立国際医療センター、大学の研究機関、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携を図り実施する。

第8 感染症に関する人材の養成

1 基本的な考え方

県等は、新たな感染症対策に対応できる人材を確保するため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等を担うことができる人材を養成することに努める。

2 感染症に関する人材の養成

(1) 県等における人材の養成

県は、感染症に関する知識の向上を図るため、国立保健医療科学院及び国立感染症研究所のほか各関係機関及び関係団体等で実施される感染症に関する研修会に、保健所及び環境保健センター等の職員を積極的に派遣する。

さらに、感染症に関する研修会や講習会により感染症に関する知識を習得した職員等を、保健所及び環境保健センター等において積極的に活用する。

保健所設置市においても、県と同様に保健所等の職員の感染症に関する知識の向上を図るものとする。

(2) 市町村における人材の養成への働きかけ

市町村においては、感染症が発生した場合に消毒等の措置を施行するときがあること等から、感染症に関する知識を修得しておく必要があるため、県は、市町村に対して、感染症に関する研修会に積極的に派遣するとともに、講習会等を開催する等により人材の養成を図るよう働きかける。

(3) 感染症指定医療機関における人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の診療レベルの向上を図るため感染症に関する研修を行うものとする。

(4) 医師会及び獣医師会等における人材の養成

医師会及び獣医師会等においては、必要に応じて、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うものとする。

3 関係各機関と関係団体との連携

感染症に関する人材の養成を図るため、関係機関及び医師会等が相互に連携を図りながら、研修会の開催及び情報提供を行う。

第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

1 基本的な考え方

(1) 県及び市町村に関する基本的事項

県及び市町村においては、感染症に関する適切な情報の提供、正しい知識の普及等を行うとともに、感染症のまん延を防止するための法に基づく必要な調査及び措置を行うに当たっては、感染症の患者等の人権を尊重する。

(2) 医師等に関する基本的事項

医師等においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供する。

(3) 県民に関する基本的事項

県民においては、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別や偏見を受けることがないように配慮する。

2 感染症に関する正しい知識の普及啓発

(1) 県及び市町村の役割

県及び市町村は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、感染症の予防についての正しい知識の普及のため、広報誌等を活用した啓発、パンフレットの作成、キャンペーンや各種研修会の実施、教材の作成を行い、感染症にかかった児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場への復帰のために必要な施策を講ずる。

(2) 関係機関との連携

感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、県及び市町村においては、感染症対策部門と教育部局及び労働部局等の関係部局が

相互に連携を図りながら、必要な施策を講ずる。また、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、住民等に対して感染症に関する情報提供及び相談等を行う。

3 患者情報の流出防止等のための具体的方策

県等は、患者に関する情報の流出の防止のため、関係職員に対する研修等を通じ個人情報の保護に関する知識の意識の高揚を図るとともに、医療機関に対して注意喚起を行う。

4 その他の方策

(1) 医師の届出事実の説明

県等は、医師が法第12条第1項の規定による届出を行った場合には、患者等に対して当該届出の事実を説明する。

(2) 患者等の人権の尊重

感染症のまん延を防止するための法に基づく必要な調査及び措置を行うに当たっては、県等は患者等の人権を尊重しながら実施する。

(3) 報道機関との連携等

感染症に関して誤った情報や不適当な報道がなされないために、また、感染症が発生した場合等に県民に速やかに情報を提供するために、県等は平常時から報道機関と密接な連携を図る。

なお、感染症の患者等が発生した場合等において情報提供をするときには、患者のプライバシーと情報提供の必要性との均衡を考慮し、必要最小限の内容にとどめる。

5 関係各機関及び関係団体との連携

県、市町村及び医師会等が密接な連携を図るため、それぞれ定期的に情報交換を行う。

第10 特定病原体等の適正な管理に関する事項

1 特定病原体等を所持する施設における適正な管理

特定病原体等を所持する施設等は、法の規定を遵守し、その管理を徹底するとともに、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する知識及び技術の向上に努める。

2 特定病原体等の適正な取扱いのための施策

(1) 県等は、国と連携しながら、特定病原体を所持する施設等に対し、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する知識の普及を図る。

(2) 県等は、保健所及び環境保健センターにおける感染症及び病原体等に係る検査並びに調査及び研究が円滑に実施されるよう、特定病原体等に係る運搬及び管理等の体制整備を図る。

(3) 特定病原体等に係る事故・災害が発生した場合においては、本計画第5に基づき、厚生労働省等関係機関と十分な連携を図り、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止する。

第11 その他の感染症の予防のための施策

1 施設内感染の防止

病院、診療所、老人福祉施設等において、感染症が発生し又はまん延しないよう、県等にあつては、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を、これらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。また、これらの施設の開設者及び管理者は、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期に発見されるように努める。

さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努め、実際にとったこれらの措置等に関する情報について、県、保健所設置市及び他の施設等に情報提供することにより、その共有化を図る。

また、県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及する。

2 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、知事等は、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延を防止する。

その際、県及び市町村はそれぞれ連携を図り、保健所等を拠点として、医療機関の確保、防疫活動及び保健活動等を迅速に実施する。

3 動物由来感染症対策

(1) 届出義務の周知及び情報提供

県等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出の義務について周知するとともに、保健所と動物愛護センター等の関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により、連携を図り、県民への情報提供を進める。

また、ペット等の動物を飼育するものは、提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めることが重要である。

(2) 情報収集体制の構築

県等は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、保健所、環境保健センター、家畜保健衛生所及び動物愛護センター等が連携を図りながら調査に必要な体制について構築していく。

(3) 予防及びまん延の防止

動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であり、県等の感染症対策部門において、動物愛護センター等のペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じていく。

4 感染症対策のためのマニュアル等の作成

関係機関において、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための具体的な対策が円滑に実施されるように、マニュアル等を作成する。

5 外国人に対する適用

法は、国内に居住し、又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所や市町村の窓口到我が国の感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備え置く等の取り組みを行う。

参考資料

表 1 感染症の診査に関する協議会

(1) 感染症診査協議会

名称	保健所名
(県)	
東地方保健所感染症診査協議会	東地方保健所
弘前保健所感染症診査協議会	弘前保健所
八戸保健所感染症診査協議会	八戸保健所
五所川原保健所感染症診査協議会	五所川原保健所
上十三保健所感染症診査協議会	上十三保健所
むつ保健所感染症診査協議会	むつ保健所
(保健所設置市)	
青森市感染症診査協議会	青森市保健所

(2) 結核診査協議会

名称	保健所名
(県)	
東地方保健所結核診査協議会	東地方保健所
弘前保健所結核診査協議会	弘前保健所
八戸保健所結核診査協議会	八戸保健所
五所川原保健所結核診査協議会	五所川原保健所
上十三保健所結核診査協議会	上十三保健所
むつ保健所結核診査協議会	むつ保健所

(註) 青森市においては、結核の診査について青森市感染症診査協議会が行うことを青森市感染症診査協議会条例（平成十八年六月二十八日 条例第四十四号）に規定している。

表2 感染症指定医療機関

(第一種感染症指定医療機関)

医療機関名	所在地	病床数
(未指定)		2

(第二種感染症指定医療機関)

二次医療圏	医療機関名	所在地	病床数
津軽	弘前大学医学部附属病院	弘前市本町 53	6
青森	—	—	6
八戸	八戸市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平 1	6
西北五	—	—	4
上十三	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町 14-8	4
下北	むつ総合病院	むつ市小川町 1-2-8	4

(結核病床を有する結核指定医療機関)

医療圏	医療機関名	所在地	許可 病床数	入院 病床数
津軽	(財) 秀芳園弘前中央病院	弘前市吉野町 3-1	36	36
青森	青森県立中央病院	青森市東造道 2-1-1	16	16
	(独) 国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字 女鹿沢字平野 155	60	60

附則 (平成16年11月9日付け青保第1270号)

この計画は、平成16年11月9日から適用する。

附則 (平成17年12月28日付け青保第1821号)

この計画は、平成17年12月28日から適用する。

附則 (平成20年3月12日付け青保第2271号)

この計画は、平成20年3月12日から適用する。